

『国際法先例彙輯（10）同盟』解題(1)

佐藤哲夫*

I はじめに

II 日英協約

「三 日英協約（明治三十五年、明治三十八年、明治四十四年）」

(一) 第一回日英協約（明治三十五年）

(二) 第二回日英協約（明治三十八年）

(三) 第二回日英協約（明治四十四年）

(四) 日英協約と帝国の世界大戦参戦

(五) 国際連盟の設立と日英協約改訂問題（以下次号）

(六) 日英協約の効力問題一附、対連盟通告文の効力問題

(七) 「ワシントン」会議と日英協約一日英協約の終了

III 種々の同盟条約

「四 日仏同盟、日露同盟及び日英露仏同盟条約締結交渉（大正三年）」

「五 英仏露三国の单独不講和宣言（所謂倫敦宣言）に対する加盟（大正四年）」

「六 第四回日露協商及び秘密同盟条約（大正五年）」

I はじめに

戦前における日本の国際法上の先例は、外務省によって『国際法先例彙輯』（こくさいほうせんれいいしゅう）として編集されており、外交史料館において公開されている。本稿は、その中の「同盟」の部分进行分析し、紹介するものである。この『国際法先例彙輯』には、「国家及び政府承認」、「国家の分離・併合」、「領土割譲」など、国際法上の論点が明確なものがある一方で、本稿の対象とする「同盟」は、日本が締結した種々の同盟条約の交渉経緯や解釈適用の事実経緯を詳細に（或いは簡単に）記述するにとどまる。そのため、前記の諸論点の場合とは異なって、国際法上の先例という観点から日本の実行を法的に分析する仕方で紹介するのは容易でない。従って、国際法上の分析という観点から留意すべき

* 一橋大学大学院法学研究科教授

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第1巻第1号2002年3月 ISSN 1347-0388

点に注意を払いながら、その内容を分析し、要約・紹介するとどまる。

最初に、本書で扱われている同盟条約の名称を、以下にその最初の頁数とともに（及び、各条約に割かれた頁数を）示そう。

- 一 日韓協約（対清攻守同盟協約）（明治二十七年）：1頁（3頁）
- 二 日韓議定書（明治三十七年）：4頁（8頁）
- 三 日英協約（明治三十五年、明治三十八年、明治四十四年）：11頁（200頁）
- 四 日仏同盟、日露同盟及び日英露仏同盟条約締結交渉（大正三年）：211頁（21頁）
- 五 英仏露三国の単独不講和宣言（所謂倫敦宣言）に対する加盟（大正四年）：232頁（21頁）
- 六 第四回日露協商及び秘密同盟条約（大正五年）：253頁（38頁）
- 七 日支軍事協約（大正七年）：291頁（26頁）

以上から明らかのように、本書全体の3分の2が日英協約に当てられている。他方で、日韓協約、日韓議定書、日支軍事協約については、簡単な経緯紹介にとどまる。（日支軍事協約は、頁数こそ少なくないが、大部分は協定文の収録に当てられている。）従って本稿では、第二章で日英協約の部分を要約・紹介し、第三章で上記の四、五、六の各同盟条約の部分を要約・紹介するとどめる。

本書は、昭和16年当時の一又正雄早稲田大学法学部助教授が、囑託の資格で編集したと思われるが、編集の趣旨を「序」にまとめているので、次に、この部分を紹介する。

本書は、日本が諸外国と締結した同盟条約の内、明治27年（1894年）の日韓協約から大正7年（1918年）の日支軍事協約に至るまでのものを収集編纂した。同盟条約は、数国が一定の場合において、兵力による援助を包含する応援義務を定める一時的又は恒久的な結合の条約である。同盟条約、単独不講和宣言、或いは単に協定と称するが、名称の差異は問題ではない。また、同盟条約は最高度の政治条約であり、二国間の結合の目的を前文や本文中に記載するが、時には種々の政治的条項を併存させることもある。例えば、各日英協約において一種の勢力範囲を相互承認していた。同盟条約において最も重要なものは、応援義務発生事由の条項である。この点で、第二回日英協約において同盟国一方のある種の行動が

防衛的かつ非挑発的であることを認めて応援義務の発生することを了解した事例がある（本稿注2を参照）。次に、同盟条約の性質上、戦争との関係は極めて微妙である。この点で、第三回日英協約による日本の世界大戦参戦の際における当該条約の適用問題（本稿注4を参照）や日英協約により日本は英国と同一の地位に立つとの覚書（本稿注5を参照）があった。さらに、同盟条約の効力については、政治的重要性の故にしばしば当事国間の意思の齟齬を来すことがある。例えば、第三回日英協約において、国際連盟に対する日英共同通告が同協約第6条による当事国の意思通告を構成するか否かの問題（本書178頁以降に対応する本稿部分を参照）があった。最後に指摘すべきは、同盟条約はほとんど常に軍事協約を伴うことである。軍事協約は、軍当局間の協定の形式を取り、公表されないものが多い。本書には、執務の参考上、それらも収録する（日支軍事協約が特にそれに該当するが、本稿では省略する）。

以下の要約・紹介における若干の注意事項を述べておく。第二章及び第三章における小項目は、原典のままであり、ゴシックで表示する。ただし、西暦は読者の便宜のために筆者が付した。小項目の後の数字は頁数であるが、本文中にも適宜、頁数を付した。要約・紹介とは区別して筆者の説明やコメントを加えた部分については、《……》の括弧の中に入れた。字体や表現については、原典のものを原則として使用したが、筆者の判断で、今日の字体・表現に適宜直した。句読点の有無についても、原則として原典のままである。また、原典は縦書きのために「右記」「左記」とされている点についても、変更を加えていないことにご留意いただきたい。

II 日英協約

「三 日英協約（明治三十五年、明治三十八年、明治四十四年）」

（一）第一回日英協約（明治三十五年＝1902年）（11-41：31頁）

《最初に、第一回日英協約の締結に至る、当時の国際的背景を簡単に確認して

おきたい¹⁾。

日清戦争(1894-5年)の終結後、ロシア、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカといった列国による対清進出が活発化した。「眠れる獅子」とみられた清国が、実際には「死せる鯨」にすぎないことが、日清戦争の敗北によって明らかとなったためである。そして、その急先鋒となったのはロシアであった。他方、列国による清国進出は、清国国内において排外熱を呼び起こし、義和団事変が勃発した。極東に十分な数の兵隊をおいていなかった列国は、地理的にみて急速に軍隊を派遣することができる日本とロシアに出兵を依頼した。日本は列国協調路線を採り、欧米列強の軍隊とともに戦い、結局、1901年に清国と列強との間に最終議定書が調印された。日本は出兵の数に比較した賠償金獲得額は少なかったが、列国の間において日本の軍事力の優秀性を認められ、特にイギリスは極東における日本の力を認め、ここに日英同盟に対する考え方も出てきたといわれている。

義和団事変後、ロシアは満州に駐兵を継続し、日・英・米三国の抗議にもかかわらず、その野心を拡大していった。日本はロシアの満州進出に苦慮したが、日本単独で大国ロシアに軍事的に対抗するのがきわめて危険であるとの考えは指導者の間で一致していた。このような背景のなかで、日英同盟論が力を得ていった。日英同盟の具体的構想は、ドイツからもたらされた。ドイツの狙いは、日英を提携させ、ロシアを牽制させると同時に、ロシア勢力をヨーロッパ方面から極東に向かわせ、また露仏同盟の一方が極東にしばられれば、宿敵フランスを孤立させることも可能と考えたといわれる。他方、イギリスはアフリカ分割に参加し、極東に目を向けるゆとりがなかったため、日本との同盟によって極東への発言権を維持すると同時に、ロシアの南下に対処し、露仏と戦う場合、日本と同盟すれば海軍力において対抗しようと考え、対日提携の方向に踏み出したといわれる。

日英両国間の交渉において、極東における両国海軍の協力と韓国問題が中心課題となった。そして日英同盟の目的は、韓国独立の保障、清国における領土保全、門戸開放主義の擁護からさらに日英両国の極東における特殊利益の存在を確認し、この利益が第三国によって侵害される場合には共同してこれに対処することまで

1) 池井優『三訂 日本外交史概説』(慶応義塾大学出版株式会社、1997年) 65-86頁。

定められることになった。

次に、第一回日英同盟の内容を確認する。簡潔にまとめれば、前文は、極東における現状と平和の維持などの目的を述べる。第一条は、英国は主として清国、日本は清国および韓国での利益を相互承認する。第二条は、一方が別国と交戦の場合に、他方は中立を守り、他国の参戦を防ぐとする。第三条は、他国が参戦した場合には、他方は参戦して援助する旨とする。第四条は、いずれも協議することなく、他国と別約しないとする。第五条は、危殆に際して、一方の他方に対する通告義務を定める。第六条は、5年間の効力、廃棄の意思表示から1年間後の終了を定める。参考までに、訳文を以下に示す。》

「第一回同盟協約

明治三十五年一月三十日ロンドンに於いて調印（英文）

同 年二月十二日官 報 掲 載

日本国政府及び大ブリテン国政府は偏に極東に於いて現状及び全局の平和を維持することを希望し且つ清帝国及び韓帝国の独立と領土保全とを維持すること及び該二国に於いて各国の商工業をして均等の機会を得せしむることに關し特に利益関係を有するを以て茲に左の如く約定せり

第 一 条

両締約国は相互に清国及び韓国の独立を承認したるを以て該二国何れに於いても全然侵略的趨向に制せらるることなきを声明す然れども両締約国の特別なる利益に鑑み即ち其の利益たる大ブリテン国にとりては主として清国に關し又日本国にとりては其の清国に於いて有する利益に加うるに韓国に於いて政治上並びに商業上及び工業上格段に利益を有するを以て両締約国はもし右等利益にして別国の侵略的行動に因り若しくは清国又は韓国に於いて両締約国何れか其の臣民の生命及び財産を保護するため干渉を要すべき騒動の発生に因りて侵迫せられたる場合には両締約国何れも該利益を擁護するため必要欠くべからざる措置を執り得べきことを承認す

第 二 条

もし日本国又は大ブリテン国の一方が上記各自の利益を防護する上に於いて別国と戦端を開くに至りたる時は他の一方の締約国は厳正中立を守り併せて其の同盟

国に対して他国が交戦に加わるを妨ぐることに努べし

第 三 条

上記の場合に於いてもし他の一国又は数国が該同盟国に対して交戦に加わる時は他の締約国は来たりて援助を与え協同戦闘に当たるべし講和もまた該同盟国と相互合意の上に於いて之を為すべし

第 四 条

両締約国は何れも他の一方と協議を経ずして他国と上記の利益を害すべき別約を為さざるべきことを約定す

第 五 条

日本国若しくは大ブリテン国に於いて上記の利益が危殆に迫れりと認むる時は両国政府は相互に十分に且つ隔意なく通告すべし

第 六 条

本協約は調印の日より直ちに実施し該期日より五箇年間効力を有するものとすもし右五箇年の終了に至る十二箇月前に締約国の何れよりも本協約を廃止するの意思を通告せざる時は本協約は締約国の一方が廃棄の意思を表示したる日より一箇年の終了に至る迄は引き続き効力を有するものとす然れども右終了期日に至り同盟国の一方が現に交戦中なる時は本同盟は講和結了に至る迄当然継続するものとす

右証拠として下名は各其の政府より正当の委任を受け之に記名調印するものなり
一千九百二年一月三十日 ロンドンに於いて本書二通を作る

大ブリテン国駐在日本国皇帝陛下の特命全権公使 林 薫印
大ブリテン国皇帝陛下の外務大臣 ランスダウン印

(1) 駐英独代理大使の私的提議 (11頁)

明治34年(1901年)4月に、在英林全権公使は加藤外務大臣に対してロンドン駐在ドイツ国代理公使「エカードスタイン」男爵が全くの私見として日独英の三国同盟の組織について語った旨報告した。

(2) 英国政府の内意探求 (11頁)

加藤外務大臣は、在英林公使に対して三国同盟に対する英国の意向探訪方を訓

令する。

(3) 英国政府と正式に意見交換を開始 (13頁)

林公使は英国政府当局と極秘裏かつ私的に意見交換をしたが、正式に意見交換する時期と判断した。小村外務大臣の委任を受けて、林公使は英国外務大臣ランズダウン侯と会見して意見交換をした。ここで、林公使は、同盟の性質について、「二国若しくは二国以上の国が締盟国の一方と兵戦を開くときは他の一方は直ちに兵力を以て其の同盟国を援助すべし」との個人的意見を示したところ、ランズダウン侯は、この「意見に同意を表し」という。

(4) 英国政府協約及び別款案文提示並びに之に対する帝国側修正

明治34年(1901年)11月、ランズダウン侯は、内閣会議を経た後に、協約及び別款の草案を林公使に手渡した(英国政府提出案:14頁)(原文別紙第一号:29頁)。日本政府は臨時内閣会議を開催し、修正案を決定した(日本側の修正案と説明:15頁)(英文別紙第二号:30頁)。この修正案に対して英国政府が別款に関して難点を示したため、それを踏まえて、日本側は公文書案を提出した(19頁)(英文別紙第三号:32頁)。

(5) 英国政府修正せる協約及び外交文書案文を提示

明治35年(1902年)1月、ランズダウン侯は、正式に協約及び外交文書の案文を林公使に手渡した(英国政府の協約案と外交文書案:20頁)。

(6) 帝国側修正案の提示及び修正交渉

日本政府は、大体において協約及び外交文書案を受諾することに決定したが、若干の点について修正を求めた(日本側の修正案:23頁)。この交渉の中で、次の点が注意を引く。第1条の中の「別国の侵略的行動により」に関して、日本政府は削除を希望したが、英国政府は「韓国に於ける日本の侵略的行動のため戦争に引き込まれる懸念を公衆が抱くことを鎮めんが為なることを述べその存置を主張」したという。

(7)協約調印

協定案文について意見の一致を見て、1月30日に協定は調印された(日英協約全文:27頁)(附属交換公文:28頁)。

(参考) 第一回日英協約と軍事協約の締結 (34頁)

日英両国陸海軍代表は戦時共同作戦に関し討議し、その議決は両国政府の承認を受けたうえ、陸軍代表者間において戦時陸軍の協同行為に関し評議のため会議を開き、諸般の議決をしたとされる。英国公使からの書簡と会議報告書が載せられている(35頁)。

(二) 第二回日英協約(明治三十八年=1905年) (42-98:57頁)

《最初に、第二回日英協約の訳文を示しておこう。》

「第二回日英協約

明治三十八年八月十二日ロンドンに於いて調印(英文)

同 年九月二十七日官 報 掲 載

協約前文

日本国政府及び大ブリテン国政府は千九百二年一月三十日両国政府間に締結せる協約に代うるに新約款を以てせんことを希望し

- (イ) 東亜及び印度の地域に於ける全局の平和を確保すること
- (ロ) 清帝国の独立及び領土保全並びに清国における列国の商工業に対する機会均等主義を確実にし以て清国に於ける列国の共通利益を維持すること
- (ハ) 東亜及び印度の地域に於ける両締盟国の領土権を保持し並びに該地域に於ける両締盟国の特殊利益を防護することを目的とする左の各条を約定せり

第 一 条

日本国又は大ブリテン国に於いて本協約前文に記述せる権利及び利益の中何れか危殆に迫るものあるを認むるときは両国政府は相互に充分に且つ隔意なく通告し其の侵迫せられたる権利又は利益を擁護せんが為に執るべき措置を協同に考量すべし

第 二 条

両締盟国の一方が挑発することなくして一国若しくは数国より攻撃を受けたるに因り又は一国若しくは数国の侵略的行動に因り該締盟国に於いて本協約前文に記述せる其の領土権又は特殊利益を防護せんが為交戦するに至りたる時は前記の攻撃又は侵略的行動が何れの地に於いて発生するを問わず他の一方の締盟国は直ちに來たりて其の同盟国に援助を与え協同戦闘に当たり講和もまた双方合意の上

に於いて之を為すべし

第 三 条

日本国は韓国に於いて政事上、軍事上及び経済上の卓絶なる利益を有するを以て大ブリテン国は日本国が該利益を擁護増進せんが為正当且つ必要と認むる指導、監理及び保護の措置を韓国に於いて執るの権利を承認す但し該措置は常に列国の商工業に対する機会均等主義に反せざることを要す

第 四 条

大ブリテン国は印度国境の安全に繋がる一切の事項に関し特殊利益を有するを以て日本国は前記国境の附近に於いて大ブリテン国が其の印度領地を擁護せんが為必要と認むる措置を執る権利を承認す

第 五 条

両締約国は何れも他の一方と協議を経ずして他国と本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を為さざるべきことを約定す

第 六 条

現時の日露戦争に対しては大ブリテン国は引き続き厳正中立を維持しもし他の一国若しくは数国が日本国に対し交戦に加わるときは大ブリテン国は来たりて日本国に援助を与え協同戦闘に当たり講和もまた双方同意の上に於いて之を為すべし

第 七 条

両締盟国の一方が本協約中に規定する場合に際し他の一方に兵力的援助を与うべき条件及び該援助の実行方法は両締盟国陸海軍当局者に於いて協定すべく又該当局者は相互利害の問題に関し相互に充分に且つ隔意なく随時協議すべし

第 八 条

本協約は第六条の規定と抵触せざる限り調印の日より直ちに実施し十箇年間効力を有す右十箇年の終了に至る十二箇月前に両締盟国の何れよりも本協約を廃止するの意思を通告せざるときは本協約は両締盟国一方が廃棄の意思を表示したる当日より一箇年の終了に至るまで引き続き効力を有す然れどももし右終了期日に至り同盟国の一方が現に交戦中なるときは本同盟は講和の成立に至るまで当然継続すべし

右証拠として下名は各其の政府の委任を受け本協約に記名調印するものなり

一千九百五年八月十二日ロンドンに於いて本書二通を作る

大ブリテン国駐在日本国皇帝陛下の特命全権公使 林 薫印
大ブリテン国皇帝陛下の外務大臣 ランスダウン印

《第二回同盟協約のポイントは、第二条（一方が他国と交戦の場合に、他方は参戦して援助する）にある。また、前文が東亜に加えて印度を対象とする旨を指摘し、第三条が日本の韓国に対する保護権の承認、第四条が英国の印度における特殊利益の承認というように、利益の相互承認を規定する。その他では、第六条が日露戦争への第一回同盟協約適用を確認するが、残りの、第一条（危殆に際して、一方の他方に対する通告と協議の義務）、第五条（いずれも協議することなく、他国と別約しない）、第七条（兵力的援助に関する陸海軍当局者間の協定と協議）、第八条（10年間の効力、廃棄の意思表示から1年間後に終了）は、それぞれ、第一回同盟協約の第五、四、六条に対応するものである。》

(1) 第一回日英協約の範囲拡張問題の発端より日英両国政府間における交渉の開始まで

明治38年（1905年）第一回日英協約の継続が在英林全権公使と英国外務大臣ランスダウン侯との間の非公式会談において取り上げられた段階での、日本側の立場は次のようなものであった。すなわち、小村外務大臣は、「日本政府は日英同盟が両国の予期せし所を充たし相互の為有益なることを証したりと信ず」。また、閣議においても、「第一回日英協約の根本的主義たる(1)その性質が防守同盟なること(2)其の効力の及ぶ範囲が清韓両国に限定せられ居ること、に関しては変更の必要なきのみならず之を変更せざるを可とす」る旨を決定した（43頁）。

他方、英国側の立場は、ランスダウン侯によれば、次のようであった（45頁）。「英国政府は、……日英同盟をして今日に於けるよりは一層有力のものたらしめんことを希望す。」「例えば、現行条約にては締盟国の一方が他方の援助を求むるは単に他方が連合せる二か国より攻撃を受けたる場合に限る然るに英国政府の希望する所は締盟国の一方が何等一国より謂われなく攻撃せらるる場合には他方は之を援助すべき旨協約の条文を以て規定せんとするに在り、英国は其の海軍の全力並びにその他の方法を以て日本を援助すべく其の代わりに日本は其の陸軍を以

て英国を援助すべし尤も英国政府は英国が阿弗利加又は欧羅巴に於いて戦争に従事するにあたり日本の援助を請求せんとするの意思あるに非ず要するに露国は現に公言せる如く現下戦争終了の上は其の海軍拡張の爲め全力を尽くすべく其の場合に於いて日本が右露国海軍力の膨張に権衡を保つには莫大の尽力を要すべし然るに若し日本が他国より攻撃せらるる場合には全英国艦隊来たりて之を助くべきことを同盟条約に規定せば露国は必ず其の海軍拡張の意思を放棄すべし事茲に至らば露国は恐らく其の力を印度に注ぐべし然るに此の場合に於いて日本陸軍の英国を援助すべきを知らば露国はまた何等爲すあるを得ざるべし。」

(2) 帝国政府案の提示及び之を基礎とせる英国政府案の提示

日本政府は、五月に閣議を開催して、「協約の性質を攻守同盟に変ずる根本方針と新協約の具体的大綱とを決定し」、英国政府に提出する（日本側の提案：46頁）。これには、秘密約款が付いていたが、英国政府は、「議会の関係上秘密約款を好まず、全部之を公文中に挿入」のうえ、日本政府案を基礎として同盟協約案を作成し、林公使に渡した（英国側の提案：48頁）（その説明：50頁）（英文別紙第一号：81頁）。この後、以下のように交渉が続いた。

(3) 帝国政府修正案及び英国政府再修正案の提示

日本側修正案（51頁）（英文別紙第二号：83頁）（その説明：53頁）が提出され、これに対して、英国側の再修正案（55頁）が提示される。その際に、林公使とランスダウン侯との間に会談がもたれる（57頁）。

(4) 英国再修正案に対する帝国政府最終提案及び之に対する英国政府の修正

日本側の回答（59頁）（英文別紙第三号：85頁）が示され、これに対して、英国側の修正（63頁）が提示される²⁾。この修正に関する林公使の注釈（65頁）によれば、第二回同盟協約の第四条（印度）は、第三条（韓国）との「権衡を保つ」という観点から「本協約に対する議会の承認を得んが爲め必要なり」という。

2) この交渉の過程で、日本側は次のように述べている。

「英国政府が印度国境に近邇せる地方に於いて執らんとする措置に関して印度に於ける英国の領土権を防護せんが爲に必要と見なさるるものならば帝国政府は総て之を協約第二条の意義に照らし全然正当なる措置と思料すべし換言すれば帝国政府は英国政府の採らるべき如上の措置を以て性質上全く防御的且つ非挑発的のものと認むべく従って帝国政府の所見を以てすれば斯かる措置は第二条の適用を妨ぐる論拠とならざるべし」

またランスダウン侯の英国公使宛の訓令(67頁)(原文別紙第四号:86頁)によれば、第三条但し書きにいう、「列国の商工業に対する機会均等主義」への言及に関しては、英国政府の「希望は日本は日本政府が第三国例えば合衆国の条約上既定の権利を侵害し因って以て開戦を見るに至りたる場合に於いて我が政府が之に加わるの義務を負わざるの一点にあるのみ本大臣は日本公使との会談に抛り右の如き事態万々一発生する場合に於いては日本政府は我に来援を求めざるべしとの事を明らかに了解せり」という。

桂外務大臣は、小村全権委員の意見(67頁)を踏まえて、英国公使との会談をもつ(69頁)。

(5) 英国政府修正に対する帝国政府の回答より条約調印まで

この後、両国間での若干のやり取り(日本側の回答:71頁)(ランスダウン侯の話:73頁)(桂外務大臣からランスダウン侯への通知:74頁)(ランスダウン侯からの公文:75頁)があり、条約案文について意見の一致を見るに至り、調印がなされた(協約の全文:76頁)。

(6) 露仏両国政府に対する通達

日英同盟の新条約は、英国政府によって露仏両国政府に通達された(その際のランスダウン侯より駐露英国大使への訓令の写し:79頁)(原文別紙第五号:87頁)。

(参考) 第二回日英協約と軍事協約の締結

明治四十年(1907年)日英軍事協商会議が、海軍大将男爵山本権兵衛と元帥サー・ジョン・フィッシャーとの間に開催される(議決された事項覚書:90頁)。

(三) 第三回日英協約(明治四十四年=1911年) (99-117:19頁)

《最初に、第三回日英協約の訳文を示しておこう。》

「第三回日英協約

明治四十四年七月十三日ロンドンに於いて調印(英文)

同 年同月十五日官 報 掲 載

協約前文

日本国政府及び大ブリテン国政府は千九百五年八月十二日の日英協約締結以来事態に重大なる変遷ありたるに顧み該協約を改訂し以て其の変遷に適応せしむるは全局の静寧安固に資すべきことを信じ前記協約に代わり之と同じく

- (イ) 東亜及び印度の地域に於ける全局の平和を確保すること
- (ロ) 清帝国の独立及び領土保全並びに清国における列国の商工業に対する機会均等主義を確実にし以て清国に於ける列国の共通利益を維持すること
- (ハ) 東亜及び印度の地域に於ける両締盟国の領土権を保持し並びに該地域に於ける両締盟国の特殊利益を防護すること

を目的とする左の条款を約定せり

第 一 条

日本国又は大ブリテン国に於いて本協約前文に記述せる権利及び利益の中何れか危殆に迫るものあるを認むるときは両国政府は相互に充分に且つ隔意なく通告し其の侵迫せられたる権利又は利益を擁護せんが為に執るべき措置を協同に考量すべし

第 二 条

両締盟国の一方が挑発することなくして一国若しくは数国より攻撃を受けたるに依り又は一国若しくは数国の侵略的行動により該締盟国に於いて本協約前文に記述せる其の領土権又は特殊利益を防護せんが為に交戦するに至りたるときは前記の攻撃又は侵略的行動が何れの地に於いて発生するを問わず他の一方の締盟国は直ちに來たりて其の同盟国に援助を与え協同戦闘に当たり講和もまた双方合意の上に於いて之を為すべし

第 三 条

両締約国は何れも他の一方と協議を経ずして他国と本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を為さざるべきことを約定す

第 四 条

両締盟国の一方が第三国と総括的仲裁裁判条約を締結したる場合には本協約は該仲裁裁判条約の有効に存続する限り右第三国と交戦するの義務を前記締盟国に負わしむることなかるべし

第 五 条

両締盟国の一方が本協約中に規定する場合に際し他の一方に兵力的援助を与うべき条件及び該援助の実行方法は両締盟国陸海軍当局者に於いて協定すべく又該当局者は相互利害の問題に関し相互に充分に且つ隔意なく随時協議すべし

第六条

本協約は調印の日より直ちに実施し十年間効力を有す

右十年の終了に至る十二月前に両締盟国の何れよりも本協約を廃止するの意思を通告せざるときは本協約は両締盟国一方が廃棄の意思を表示したる当日より一年の終了に至るまで引き続き効力を有す然れどももし右終了期日に至り同盟国の一方が現に交戦中なるときは本同盟は講和の成立に至るまで当然継続すべし
右証拠として下名は各其の政府の委任を受け本協約に記名調印す

一千九百十一年七月十三日ロンドンに於いて本書二通を作る

大ブリテン国駐在日本国皇帝陛下の特命全権公使 加藤高明印
大ブリテン国皇帝陛下の外務大臣 イー、グレー印

《第三回同盟協約のポイントは、第四条（一方が第三国と総括的仲裁裁判条約締結の場合、第二条は非適用）である。前文が、事態の重大なる変遷への適応に触れる一方で、第二回同盟協約の中核であった第二条（一方が他国と交戦の場合に、他方は参戦して援助する）は、そのまま維持されている。その他の第一条（危殆に際して、一方の他方に対する通告と協議の義務）、第三条（いずれも協議することなく、他国と別約しない）、第五条（兵力的援助に関する陸海軍当局者間の協定と協議）、第六条（10年間の効力、廃棄の意思表示から1年間後に終了）は、それぞれ、第二回同盟協約の第一、五、七、八条と同じである。》

(1) 英米仲裁裁判条約締結問題と日英協約——第三回日英協約の発端

「そもそも第三回日英協約の発端は英米仲裁裁判条約と日英同盟との抵触問題にあり。即ち一八九七年一月十一日調印せられたる英米仲裁裁判条約（ポンスフォート・オルニー条約）は米国上院の否認のため不成立に終わりたるも、明治四十三年に至り、両国間に再び右の如き条約締結の気運を生じたる所、もし英米間に斯かる仲裁条約を締結するに於いては第二回日英協約に抵触する所あるに鑑

み、英国政府は右仲裁条約中に現在の日英同盟条約と抵触せざる限りと云う条件を附することとししこうして将来日英同盟の期限到来後更に之を継続することあるべき場合には何等本仲裁条約に抵触する所なき様同盟条約を改更することとなすか、或いは此の際日本も該仲裁条約に加盟せしめては如何と米国に提議するか何れかに決せんと思考する旨」、在英加藤大使が外務大臣サー・エドワード・グレーと会談した際に、同大臣より内話として申し入れがあった(99頁)。

(2) 帝国政府案の提示

日本政府は、英国外務大臣の第二案、即ち日米間の仲裁裁判条約の締結については、「仲裁裁判そのものに対して危惧を有するを以て賛成し得ず」(99頁)とする。《これは、1905年の家屋税事件における仲裁裁判での敗訴を受けたものと思われる。》結局、韓国併合の事実に基づく変更を加えた上で、英国政府の懸念する点に関し、第五条として、「本協約は両締盟国の一方が他の一方と一般仲裁裁判条約を有する第三国と交戦する場合に之を適用せざるものとす但し他の一国若しくは数国が該第三国の為交戦に加わり又は該第三国が同盟国の一方と交戦中の他の一国若しくは数国に加盟する場合は此の限りに在らず」という規定を入れた(日本側の案：101頁)。

この第五条について、日英間に若干のやり取りがあり(日本側外務大臣による第五条末段の説明：104頁)(英国外務大臣の案：105頁)(日本側から甲案と乙案の作成：105頁)(加藤大使が英国外務大臣と面会：106頁)(加藤大使から修正を求める請訓：107頁)(加藤大使への政府からの訓令：108頁)(日本側の案を英国外務大臣に交付：109頁)、結局、日本政府は、第五条を次のように変更する。「本協約は締盟国の一方と第三国との間に無制限仲裁裁判条約の有効に存続する場合に於いて該締盟国に対し右第三国と交戦するの義務を生ぜしむることなかるべし但し右第三国が締盟国の他の一方と別国との交戦に加わり又は別国が締盟国の他の一方と右第三国との交戦に加わる場合は此の限りに在らず。」(下線は佐藤)

この修正の意味については、後者について、英国外務大臣による「仮に戦争に加わらざるも外交上等種々の援助を与え得る場合も少なからざるべければなり」との、前者については、日本政府側の「締盟国の一方が第三国との間に締結せる

仲裁裁判条約は相手の違背等の為一時其の効力を有せざることあるべきを以て該条約の現に効力を有し居る場合なることを明らかにする為に適当の文字を用ゆること必要なりと認めたとの指摘がある（105頁）。

(3) 英国政府の修正案及び之に対する帝国政府の意見並びに条約の調印

英国政府の修正案には、第五条の但し書きの削除要求があった。すなわち、「unless 以下は或る場合には尚米国と戦うことを約するものにして帝国政府の断つての御希望に付とくと詮議を遂げたるも遺憾ながら同意し難し蓋し実際に就きて謂えばもし日米両国間の戦争に独逸等が参加せんとする場合には英国は海軍を以て之を防ぐこと困難にあらず日本と米国以外の第三国との戦争に付いては英国は日本と共に交戦しつつある場合なり此の場合に米国が参加すれば彼は自ら『イニシアチーフ』を取るものにして其の結果に対しては責に任ぜざるべからず斯かる場合は実際の解決に任す外なく従って unless 以下は是非削除を希望す」（111頁）ということであった。

日本政府は但し書き削除に同意するが、「英国外務大臣の説明は成るべく之を文書に残し置き度きことを希望し」、覚書の作成を試みる（覚書案：112頁）が、英国政府の反対（114頁）のために、削除に同意した上で、調印した（協約の全文：115頁）。

(四) 日英協約と帝国の世界大戦参戦

(118-161：44頁)

《最初に、第一次世界大戦への日本の参加をめぐる当時の国際的背景について、簡単に触れておこう³⁾。1914年6月に、バルカン半島のセルビアにおけるオーストリア皇太子夫妻暗殺事件は、7月にオーストリアによるセルビアに対する宣戦、8月にドイツによるフランス及びロシアに対する宣戦、イギリスによるドイツに対する宣戦に発展し、第一次世界大戦が勃発した。ヨーロッパの戦争はすぐに極東に波及した。イギリスは、自国権益の拠点である香港と威海衛がドイツの攻撃を受ける場合を危惧して、日本の援助を期待し、8月7日に日本に対して、イギリスの貿易を妨害するドイツ軍艦を撃滅する目的で参戦することを要請した。加

3) 池井優『三訂 日本外交史概説』116-118頁。

藤外務大臣は、対英協力によって日本の地位を確立することを考えており、イギリスの援助依頼から36時間を出ない短時間の間に、参戦を決定した。しかし、イギリスは日本の迅速な反応にかえて当惑した。イギリスはドイツ艦艇の撃滅に日本の参戦を限定したいのに対して、日本は東アジアのドイツ勢力を一掃するとの意向を示したためである。日本の参戦を中国大陸への野心のためと考えたイギリスは、一転して参戦依頼を取り消してきた。加藤は、イギリスに対して強引に交渉を重ね、結局イギリスは戦闘地域を限定して日本の参戦に承諾を与えた。加藤は、イギリスの限定付同意を背景に、8月15日ドイツに最後通牒を提出し、その期限切れとなった8月23日、日本はドイツに対して宣戦を布告した。》

(1) 帝国政府の英国政府に対する援助申し出

ヨーロッパにおける戦争に対する日本の態度を尋ねるフランス大使およびドイツ大使に対して、加藤外務大臣は、「戦争区域が欧州に局限せらるる限り日本は何等今回の戦争の原因と関係なきこと故自然局外中立の態度を守るべきは勿論なるが、もし同盟国たる英国も戦争に加わり、而も戦局東洋に迄波及し且つ日英同盟条約の目的が危殆に瀕する場合には日本も同盟条約の規定に従い必要な措置を執る」旨の回答(118頁)をしていた。

英国大使が本国政府からの電報を提示(別紙第一号、第二号:121頁)し、加藤外務大臣に接触してきた(加藤外務大臣の回答⁴⁾:119頁)。これと同時に行われた在英井上大使との8月4日の会談で、グレー英国外務大臣は、「英国は日本国の援助を求むる必要に迫らるることは多分之れなかるべく又日本国を今回の戦争に引き入ることは英国政府の避けんとする所なり。往年日露戦争中……仏国は露国艦隊に援助を与え居りたるに付日本国は右に関し英国の援助を求むることを得たるに拘わらず其の之を為さざりし寛大なる精神を酌み英国政府も亦努めて日本国に累を及ぼすことを避くる考えなる旨」述べていた(英国外務大臣の話:

4) この回答の中で、加藤外務大臣は、英国大使に対して、次のように述べている。

「香港又は威海衛の攻撃若しくは類似の場合と云うが如き極めて明確なる問題なれば直ちに且つ殆ど自動的に同盟条約の適用を見るに至るべきは申す迄もなきことなるも其の他にも例えば公海にて英国船が拿捕せられたりや云うが如き種々の場合在るべしと思考せらるるがかかる場合には前記香港、威海衛云々の場合の如く必ず直ちに同盟条約の適用ありと断ずるを得ざるべく従って此の種の場合に於ける同盟条約の適用問題に付いては英国政府より帝国政府に協議せらるる様致したし」

120頁)。

(2) 英国の日本海軍の出動方要請

しかし、8月7日、英国大使は覚書(別紙第一号:122頁)を提示し、「日本海軍に於いて独逸仮装巡洋艦搜索及び破壊の爲英国を援助せんことを求むる旨」述べた(122頁)。その際に、「大臣は現に英商船が脅迫を受けつつある事実ありやと尋ねられたるに英大使は自分は其の事実を聞知せざれども此の如き訓電ある位なれば必ず其の事実あることならしと答えたり。」また、その後にも二つのノートを提示(別紙第二号、第三号:123頁)した。

(3) 英国の援助要請に基づく軍事行為の範囲に関する日英折衝

8月7日の英国大使の申し出に対して、日本政府の協議の結果、松井外務次官が、「日本にしてひとたび英国を援けて軍事的行為を執るに於いては之を仮装巡洋艦の搜索及び破壊にのみ止むることを得ざるべく時局の発展に伴い凡ての必要なる手段を取るに至るはやむを得ざる所なるべき」旨説示した。また、加藤外務大臣の井上大使への訓令には、「政府に於いては熟議の末英国政府の要求を容れ独逸国に対し開戦することに内定したり尤も英国政府申し出の如き事由は開戦の理由として充分なりと認め難きに付開戦の理由は別電の通り日英協約の規定に基づき英国政府の請求に応じ戦闘に参加することと為す方可然と思し右の通り声明するに對し異議なきや否や目下在本邦英国大使を通じて英国政府に問い合わせ中なり」とある。この別電の内容は、次の通りであった。

「独逸国の欧州に於ける行動の結果英国が独逸国と開戦するに至りしより戦乱の余波は東亜に及び日英同盟協約の目的危殆の状に瀕するに至れり此に於いて英国政府は該協約に基づき日本政府の援助を求めたるにより帝国政府は熟慮の末右請求に応じ独逸国に対し開戦することに決定したり」(独逸に通告すべき別電:125頁)

加藤外務大臣は、8月9日、以上のような趣旨の覚書(別紙第一号:127頁)を英国大使に手渡した。他方、同日、英国外務大臣は、在英井上大使に対して、「同大臣の最も憂うる所は東亜の戦争は支那内部の擾乱を誘ひひいては東亜全般の騒動となり英国貿易に大打撃を及ぼさざるかに在り依って政府は目下駐支英国公使及び英国支那艦隊司令長官の意見を徴し居るに付英国政府の確答ある迄帝国

政府に於いて軍事行動を見合わせられたし尤も日独開戦の暁日本国が膠州湾を陥し戦後之を領有するとも英国政府に於いては毫も異議ある次第にあらざるに付此の点に付帝国政府に於いて何等誤解なきことを希望す」と述べた（英国外務大臣による軍事行動延期の依頼：129頁）。また、8月10日、英国大使も同趣旨の電報（別紙第一号：131頁）を送付してきた。

これに対して、日本政府は覚書（別紙第二号：133頁）を渡し、「帝国政府に於いては最早其の所決に対し重大なる変更を加うること能わざる立場に至りたるに付英国政府に於いても是非同意ありたき旨申し出おきたり。」（130頁）

同日、英国外務大臣は、在英井上大使に対して、「駐支英国公使は揚子江に在る英独両国砲艦乗組員は既に引き揚げたるを以て同地方に於いて戦闘の起こる虞なきももし支那に於いて陸上戦闘起こらば支那側の擾乱を来し英国の貿易は破壊せらるべき旨又英国支那艦隊司令長官よりは英国商船が武装独逸船に襲われ居りとは事実無根にして支那印度間の航路は目下の処安全なる旨回答したり」と説明した後に、「井上大使の面前に於いて同大臣自ら認めたる文書を英国政府の確答として井上大使に手交したり。」（別紙第三号：135頁）

「依って井上大使は右一読の上、然らば武装独逸船に関する英国政府の依頼は取り消されたるものなるかを確かめたるに、同大臣は然りと答えたり。」（131頁）

「茲に於いて、加藤外務大臣は『右英国外務大臣の所決は帝国政府の極めて意外とする所なり、初め政府は英国より独逸船撃破の依頼ありたるに当たり、右は「グレー」氏の言う如く交戦行為なりと雖も而かも其の到底避け難きものなることは之を覚悟し廟議を尽くして英国の依頼に応ずることに決し、政府に於いては爾来直ちに軍事行動に関する諸般の準備に着手し今は殆ど宣戦の手續を残すのみなる迄に運び居る』を以て、諸般の事情より英国政府に於いて其の所決を翻さしむる様努力すべきことを井上大使に命じたり。」（131頁）

この訓令を受けて、井上大使は英国外務大臣に面会するが、その際に、同大臣は、「在日本英国大使よりの報告に依れば（不明）在日本独逸大使は帝国政府に対する脅嚇の言辞を弄したる趣なり左すれば日本利益が迫害せられ居る訳なれば日本国が之を防禦せんが為開戦するのやむを得ざるは同大臣の諒とする所にして

日本国が日英同盟協約に依り開戦することに異議を入れざるべし」と述べた。もっとも、次のように付け加えてもいた。「但し開戦宣言の形式は過日の帝国政府案に依らず日英両国政府は其の東洋における特殊利益の危殆に瀕するに付熟議を遂げたる上日英同盟協約に依り各其の利益を保護せんが為必要の措置を執るに決したりとの意味にせられたき旨」である(136頁)。さらに、「同大臣は自分は日本の真意は毫も疑わざるも世間に於いて或いは日本国は此の際領土侵略の野心ありと誤解する者鮮からざれば戦闘区域を局限し日本国は支那海の西及び南並びに太平洋に於いて戦闘に出でざることを鮮明せられたき希望を述」べた(137頁)。

これに対して、井上大使は、「日本国が領土侵略の意思なきこと及び其の軍事行動を支那海に於ける防衛保護に制限すべきことは既に加藤男爵の覚書にて明白の次第なり併(しか)し太平洋には独逸国軍艦の遊戈(ゆうか)せるあり南米北米の航路に従事する日本商船にして危険あらば日本国は必要の措置に出でざるべからざるに付強(あなが)ち戦闘区域を局限すること或いは不可能なる旨」を答えた(137頁)。同様に、加藤外務大臣も英国大使に対して、「両国協議の上同盟の予期せる全般の利益を防護するが為に各自手段を執ることを必要と認むる旨は宣戦布告中に声明すべきも」「戦地局限のことを布告中に声明することは断じて不可能なりもし英国政府にて希望するなれば右様の趣旨の証言を同国政府に与え又他の関係国に与うことは閣議の同意を得ることを条件とし大臣に於いて何等異議なし就いては戦地局限のことを記載せざる宣言布告の形式に対し英国政府に於いて是非共同意あり度」旨を述べた(137-138頁)。

以下、戦闘区域局限の問題に関する日英間の交渉が続いた(138-159頁)。この問題についての日本側の最終的な立場は、8月22日に加藤外務大臣から英国大使に次のように述べられた。すなわち、「帝国政府に於いては交戦地域局限に関する英国政府の声明が単に同政府の version たる旨の説明を送られたる以上は本件は之にて打ち切りとすべし。尤も帝国政府は必要の場合には日英両国政府間には交戦地域局限に関し何等約束なきこと及び英国政府の発表したるものは帝国政府の意志を推察したる同政府自身の解釈に過ぎざる旨を明言する場合もあるべきに付此の義含み置かれたし」と。

(4) 対独最後通牒と日英協約

以上のような交渉の最中であった8月15日に、日本政府は、次のような最後通牒をドイツ政府に発した(159-160頁)。

「帝国政府は現下の状勢に於いて極東の和平を紊乱すべき源泉を除去し日英同盟協約の予期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは該協約の目的とする東亜の平和を永遠に確保するが為に極めて緊要の事たるを思い茲に誠意を以て独逸帝国政府に勧告するに同政府に於いて左記二項を実行せられんことを以てす

第一

日本及び支那海洋方面より独逸国艦艇の即時に退去すること退去すること能わざるものは直ちに其の武装を解除すること

第二

独逸帝国政府は膠州湾租借地全部を支那国に還付するの目的を以て一千九百十四年九月十五日を限り無償無条件にて日本帝国官憲に交付すること

日本帝国政府に於いて叙上の勧告に対し一千九百十四年八月二十三日正午迄に無条件に承諾の旨独逸帝国政府よりの回答を受領せざるに於いては帝国政府は其の必要と認むる行動を執るべきことを声明す」

(以下次号)